

茂原市ふるさと納税中間管理業務委託公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本実施要綱は、ふるさと納税制度を活用し、返礼品の提供を通じて本市及び本市の特産品の魅力を広く発信するため、寄附の募集、寄附情報の管理、返礼品の発注・発送管理・新規開拓等の業務を効率的かつ効果的に行うことを目的として、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により、高い専門知識を有し、本市の地域情報を的確に把握した受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を、公告の日から契約締結までのいずれの日においても受けていないこと。
- (3) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした場合、募集開始の日までに同法の更生計画認可の決定がされていること。
- (4) 「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした場合、募集開始の日までに同法の再生計画認可の決定がされていること。
- (5) 国、県市税等を滞納していないこと。
- (6) 茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと、並びに暴力団経営支配法人等ではないこと。また、事業者又はその役員が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないこと。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力と、本業務と類似の業務の他自治体での受注実績を有すること。

3 業務の概要

- (1) 業務名 「茂原市ふるさと納税中間管理業務委託」
- (2) 業務内容
別紙「茂原市ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日
ただし、システム導入・移行等にかかる費用や、準備期間の委託料は発生しないも

のとし、本市は一切負担しません。

4 見積限度額及び寄附想定額

(1) 見積限度額(業務手数料の提案率)

寄附金額・件数に対する単価契約とし、本業務の見積限度額は寄附金額の5%（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とします。ただし、返礼品の代金及び送料は含みません。なお、算出には、「茂原市ふるさと納税中間管理業務委託に係る仕様書」に記載のある経費とし、別紙「企画提案書等作成要領」を必ず参照してください。

(2) 寄附想定額

120,000千円（さとふる分を除く寄附想定額）

5 年度開始前準備行為

本プロポーザルについては、令和6年度当初予算の成立を前提に行うものであり、本業務に係る予算が成立した場合には、第一受託候補者と令和6年4月1日に契約を行うこととなります。ただし、令和6年4月1日時点においても参加資格要件を全て満たしている必要があり、満たしていない場合は、失格となります。

なお、本業務に係る予算が成立しなかった場合は契約を行いません。この場合、本プロポーザル及び業務準備にかかる費用は、本市に請求することはできず、すべて事業者の負担となります。

6 スケジュール

項目	日程
公募開始及び参加申込受付開始	令和5年12月27日(水)
質問受付期間	令和5年12月27日(水) から 令和6年 1月12日(金) 午後5時必着
質問回答期限	令和6年 1月17日(水)
参加申込締め切り日	令和6年 1月19日(金) 午後5時必着
参加資格審査結果通知	令和6年 1月29日(月)
企画提案書等提出期限	令和6年 1月31日(水) 午後5時必着
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年 2月 7日(水)
審査結果の通知(受託候補者の選定)	令和6年 2月 8日(木) (予定)
委託契約締結	令和6年 4月 1日(月) (予定)

7 質問の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本要綱及び業務委託仕様書の内容に質問がある場合は、質問書(様式第5号)によ

り、令和5年12月27日（水）から令和6年1月12日（金）午後5時までに持参または電子メールにて提出すること。ただし、持参の場合は、12月29日（金）から令和6年1月3日（水）を除く。

なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び企画提案書等の作成に関連がないと担当課で判断する事項については、一切受付しない。

（2）質問書の回答

提出された質問及び回答については、令和6年1月17日（水）までに、本市ウェブページにて回答する。なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては一切受付しない。

8 参加申込書等の提出

（1）提出期限 令和6年1月19日（金）午後5時まで

（2）提出場所 茂原市役所 4階 企画政策課

（3）提出方法 持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）または、郵送（提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。）

（4）提出書類

①参加申込書（様式第1号）

【添付書類】

ア 提案者概要及び会社沿革（様式は任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

イ ふるさと納税中間管理業務実績調書（様式第3号）・・・・・・・・・・1部

ウ 納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・以下より該当するもの各1部

（ア）法人税と消費税及び地方消費税

（イ）法人事業税・法人県民税・法人市民税

（ウ）固定資産税

※直前決算日を基準日として直近1年分とし、提出日前3か月以内に発行されたものとする。

（5）調製方法

・クリップ留めとしてください。

・用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則としてA4版とします。やむを得ない場合は、A3版をA4版の大きさに折ったものでも可とします。

9 企画提案書等の提出

（1）提出期限 令和6年1月31日（水）午後5時まで

（2）提出場所 茂原市役所 4階 企画政策課

（3）提出方法 持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）または、郵送（提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。）

(4) 提出書類

企画提案書等の記載事項については、提案内容を分かりやすく、具体的に記載すること。記載する内容は、別紙「企画提案書等作成要領」を必ず確認してください。

- ①提案者概要及び会社沿革（任意様式）
- ②企画提案書（様式第2号 ※表紙を様式第2号とし、添付書類は任意様式）
- ③見積書（任意様式）
- ④ふるさと納税中間管理業務実績調書（様式第3号）

(5) 調製方法

- ・正本は、任意の表紙、背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。正本に添付する書類は、原本としてください。
- ・副本は、任意の表紙、背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。副本に添付する書類は、正本の写しとしてください。
- ・用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則としてA4版とします。やむを得ない場合は、A3版をA4版の大きさに折ったものでも可とします。
- ・提出書類一式を、上記(4)の順に、フラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種別が分かるようにしてください。

(6) 提出部数

正本1部、副本10部提出すること。

(7) その他

- ・プロポーザルの参加に要する費用（企画提案書等作成費、交通費等）は事業者の負担とします。
- ・企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。これらの問題が生じても、本市は一切責任を負いません。
- ・提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で使用しません。
- ・提出された企画提案書等は、一切返却しません。
- ・企画提案書の提出後は、書類の追加、修正および再提出には一切応じません。
- ・提出された企画提案書等が、本要綱及び仕様書の条件に適合しない、または虚偽の記載があるものは無効とします。

10 選定方法

選定方法は、本要綱に記載する企画提案書等及びプレゼンテーションにより、経験及び実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託者を本プロポーザルで選定します。

(1) 審査方法

茂原市ふるさと納税中間管理業務委託公募型プロポーザル選定委員会を組織し、同委員会を開催して、各評価項目について審査します。

(2) 審査日時及び場所

令和6年2月7日(水) 午前10時から

茂原市役所 101会議室

※参加資格審査結果通知で、各者詳細な時間をお伝えいたします。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等に基づき1者20分以内でプレゼンテーションを行います。その際に使用するスクリーン及びプロジェクター(HDMIケーブル)は本市で用意しますが、パソコンについては事業者で準備をしてください。その後、選定委員から10分程度の質疑応答を行います。

(4) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、見積限度額の範囲以内で平均70点以上の評価を得た者のうち、評価点の合計が最も高い事業者を契約交渉順位第1位として選定します。最高点の者が複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数の多い提案者とします。

1.1 審査における評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、別紙「企画提書等評価基準」のとおりとする。

1.2 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果は、すべての事業者の結果のみ郵送で通知します。

(2) 審査結果(受託候補者のみ)は、下記の項目を市公式ウェブサイトで公表します。

なお、審査結果に係る問い合わせや異議申し立ては一切応じません。

①件名

②業務概要

③選定した日

④決定事業者及び所在地

1.3 第三者への業務の再委託

受託者は、業務のすべてを再委託することはできませんが、事前に本市の承認を得た上で、業務の一部を第三者に再委託することができます。再委託については、委託業務の範囲と委託先を事前に本市と協議してください。

1.4 参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、担当部局に事前連絡のうえ、様式第4号参加辞退届を提出すること。

15 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格とする

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書等に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積限度額（業務手数料の提案率）が上限を超える場合

16 担当部署（問い合わせ先・提出先）

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

茂原市企画財政部企画政策課 担当：深山、山田、佐藤

TEL: 0475-20-1516（直通） FAX: 0475-20-1603

e-mail: kikaku@city.mobara.chiba.jp